

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

熊本県、阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村、南阿蘇村、山都町

2 構造改革特別区域の名称

阿蘇カルデラツーリズム推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

阿蘇市並びに熊本県阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村の全域並びに上益城郡山都町の一部（旧蘇陽町）

4 構造改革特別区域の特性

（1）熊本県の概要

熊本県は九州地方のほぼ中央に位置し、面積は約7,402平方キロメートルで、全国第15位の広さである。県土の約7割が森林で占められている。北部は比較的緩やかな山地、東から南にかけては標高1,000m級の山々に囲まれており、その随所に深い谷があり、見事な渓谷美を見せている。西部は有明海、八代海に面し、外洋の東シナ海に続いている。世界一のカルデラを持つ雄大な阿蘇を含む「阿蘇くじゅう国立公園」、大小120の島々からなる「雲仙天草国立公園」と2つの国立公園を持ち、山あり海ありの、美しい景観に富んだ地形になっている。

人口は平成17年現在、約184万人。高齢化率（65歳以上人口の全人口に占める割合）は、23.7%と全国の20.1%を大きく上回っており、全国よりも早く高齢化が進んでいる。

なお、平成23年3月には九州新幹線全線開業が予定されており、これを契機として、くまもとの魅力発信、来訪者へのおもてなし及び県民の気運醸成を図り、県民及び地域づくり団体等の新たなネットワークの構成とくまもとの魅力や歴史・文化の再発見・再認識を通じて、地域づくりをさらに進め「くまもとの元気」を創る取組みを展開しているところである。

（2）阿蘇地域の概要

阿蘇地域は、熊本県の北東部に位置し、阿蘇五岳をはじめ、世界最大級のカルデラやそれを囲む外輪山、さらには広大な草原や森林、水源や温泉といった豊かな自然に恵まれた美しい地域であり、その多くは阿蘇くじゅう国立公園をはじめとする自然公園に指定されている。また、神話や神楽等の多くの伝統文化にも恵まれており、豊かな自然と文化が相まって、年間1,800万人もの観光客が訪れる県内最大の観光地となっている。

産業面では、広大な耕地と夏期の冷涼な気候を生かし、米・野菜・畜産を柱とした多様な農業、また豊富な森林資源を生かした林業、そして広大な草原、さらには各地に湧き出る温泉の恵みを受け、様々な観光産業が盛んである。

一方、県内最大の観光地であるが、過疎化、少子高齢化、景気の低迷などにより地域活力は低下しており、農林業においては後継者不足に起因する遊休農地が増加するなど将来的な不安は高まっている。本特区内では阿蘇郡市7市町村及び上益城郡山都町の旧蘇陽町

の区域のうち、阿蘇市の旧波野村の区域、阿蘇郡の西原村を除く5町村及び山都町の旧蘇陽町の区域が、過疎地域（又は過疎地域とみなされる区域）に指定されており、その緩和策としてUJターン等の奨励による定住の促進を図っている市町村もある。遊休農地の活用策も含め都市住民のニーズに対応した多様な体験型ツーリズムの振興を中心に据えた地域づくりが急務となっている。

今後、阿蘇の地域づくりを推進する上で、阿蘇地域の豊かな自然と農林漁業、歴史・伝統文化などの地域資源を掘り起こし、磨き上げ、阿蘇地域の魅力アップを図る必要がある。

（3）阿蘇カルデラツーリズムの取組み

阿蘇地域では、地域全体の振興を図るための推進母体となる（財）阿蘇地域振興デザインセンターを中心に、住民、阿蘇郡市7市町村及び上益城郡山都町の旧蘇陽町の区域と県がパートナーシップを組んで、「スローな阿蘇づくり」をテーマとして阿蘇カルデラツーリズムに取り組んでいる。

これは、阿蘇地域をゆっくりと探訪し、農村や自然が持つ阿蘇の素顔に触れたり、地元の人たちとの交流などにより、阿蘇の魅力を再発見するツーリズムの開発と地域資源のネットワーク化を図る新しい交流の仕組みづくりを行うものである。農村と連携した体験型観光を充実させることにより滞在客の増加を図り、観光産業のさらなる振興による地域経済の活性化を図りながら、定住の促進につなげていこうとするものである。

5 構造改革特別区域計画の意義

（1）阿蘇カルデラツーリズムの促進

（財）阿蘇地域振興デザインセンターでは、平成19年度に策定した中期計画の中で、これから「旅ともてなし」の形として『スローな阿蘇づくり』を提唱し、民間や市町村、県と連携しながら、滞在交流型ツーリズムの商品化を企画するなど、阿蘇カルデラツーリズムの推進に取り組んでいる。

こうした中で、規制の特例措置を適用することにより、新たなツーリズムの取組みが展開されることは、阿蘇カルデラツーリズムの取組みを大きく促進することになる。

（2）農地を有効活用した都市農村交流

本特区内においては、今後、後継者不足による遊休農地の増加が一層懸念される中で、市民農園の開設主体を地方公共団体や農業協同組合以外の多様な主体に拡大し、区域内に多数存在する遊休農地等を市民農園として都市住民に貸し付けることで、都市農村交流を推進することができる。

また、地元の第3セクター法人が農業参入することにより、遊休農地の有効活用が図られることはもとより、そこで栽培された産品の物産施設での販売を通して、都市農村交流を推進することができる。

さらに、市民農園や物産施設での産品の販売を通して、食と農というテーマでの新たな都市農村交流のスタイルを提供することは、阿蘇カルデラツーリズムの内容を充実させるものとなる。

（3）新たな都市農村交流の展開

阿蘇地域は熊本県内最大の観光地であり、観光型農業についても既に色々な形で取り組まれてきたが、市民農園など開始当初は盛況であっても、作物の栽培管理が困難となり、耕作を継続できない事例などが見受けられる。

農家民宿や市民農園を整備するとともに、併せて地域が一体となったフォローアップの体制を整備することにより、スローな阿蘇を体験してもらうことができるようになる。具体的には、①市民農園において地元農家が都市住民に対し営農・技術指導を行う、②地域特産物を中心とした交流イベントを通じて、都市住民等と地元住民がふれあいを深める、③宿泊により増えた滞在時間を活用して自然、歴史、文化等に育まれた地域資源を身近に感じてもらい、地域とのつながりを深めるような新たなツーリズムを提供する、④宿泊等の来訪者に濁酒、果実酒、リキュールを提供し、来訪者の心を掴むおもてなしを行う、こができるようになり、都市住民と農村住民の本音の交流が進む。

このようなきめ細やかな交流を通じて、都市住民にとっては農業への理解が高まるとともに、地元住民にとっても高齢者等の生きがいづくりにつながるなど地域の活性化を図ることができる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 都市農村交流人口の増加

阿蘇地域は、雄大な自然資源や景観等を持ち、阿蘇山火口、レジャー施設等には、観光客は訪れているが、自然、歴史、文化、草原など地域資源がありのままの姿で存在している農村には、観光客の足が伸びておらず、地域全体として観光産業の経済的な効果が波及していないのが現状である。

そこで、本特区内において、農家民宿の開業、市民農園の開設や物産施設での特産品の拡充など、受入体制の充実を図るとともに、関連事業を一体的に実施することにより、都市と農村との交流人口を拡大し、経済的な効果を地域全体に拡大させる。

さらに、特定酒類の製造事業、特産酒類の製造事業の規制の特例措置を適用し、来訪者へ地域特産物を原料とした濁酒、果実酒、リキュールを提供することにより、阿蘇カルデラツーリズムの魅力を一層高め、都市と農村の交流人口の増加を図っていく。

(2) 特色を生かした活力ある地域産業づくり

具体的には、遊休農地等を活用した市民農園の開設を促進し、地域住民を中心として市民農園の管理や都市住民に対する営農・技術指導等を行うなど、受入体制の整備を図り、市民農園における顔の見える交流を進める。また、従来の日帰り型の都市農村交流メニューに加えて、農家民宿を整備することにより、宿泊型の都市農村交流へと転換し、農村生活を体感できるような交流形態へと発展させる。さらに、阿蘇の水で育った「おいしい米」を原料とした濁酒や地域特産物を原料とした果実酒、リキュールを提供することで、消費者の求める安心安全な食の提供を行い、同時に地域振興につながる地産地消や農産物の地域ブランド化を推進する。

これらの取組みを、都市農村交流施設、観光企業、地元企業の取組みと連携して実施することにより、阿蘇地域におけるグリーン・ツーリズムを地域の新たな産業として確立し、地域の農林業者の所得の向上につなげる。

(3) 地域資源を生かした観光地づくり

熊本県内最大の観光地である阿蘇地域が有する多様な観光資源・地域資源を最大限に活用するため、従来の宿泊施設や観光施設と連携を十分に図りながら、阿蘇カルデラツーリズムを効果的に推進することにより、グリーン・ツーリズムによる阿蘇の再発見を図る。

具体的には、農林産物の収穫ツアー・加工体験、農作業体験を盛込んだ修学旅行受入れなど従来からあるメニューに加えて、農家民宿や市民農園を起点として農山村にあるあり

のままの観光素材にふれあうようなメニューを整備し、都市住民等のニーズに応じた地域住民との交流を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的・社会的効果

1 阿蘇カルデラツーリズム推進特区は、（財）阿蘇地域振興デザインセンターを中心に、住民、阿蘇郡市7市町村及び上益城郡山都町の旧蘇陽町の区域と県がパートナーシップを組んで取り組んでいる「阿蘇カルデラツーリズム」による地域振興策をさらに発展させるものである。

従来の誘客促進策と併せて、農家民宿の開業、農家民宿等による濁酒や果実酒の提供、市民農園の開設促進、都市農村交流施設の運営法人の農業参入等を通じたグリーン・ツーリズムの促進により、本特区内での都市農村交流人口の増加が図られ、ひいては観光客の入り込み客数の増加につながる。また、これら規制の特例を活用することは、地域の課題となっている農林業者の所得向上及び遊休農地の解消を図ることになり、地域全体への経済的な効果が期待される。

2 次に、社会的な効果として、きめの細かい都市農村交流が図られることにより、都市住民・地域住民双方にとって、新たな人的交流が生まれ、生きがいづくりにつなげることができる。都市住民に本特区内のありのままの農村生活を体感してもらい、地域の情報を一体となって発信できるようになるとともに、地域住民にとっても地域資源の再発見、再評価を行う絶好の機会となる。

特区における年間観光客入込数

区分	H22年度	H27年度(目標)	比較	
			千人	%
日帰り	15,463	16,236	773	105
宿泊	2,065	2,271	206	110
計	17,528	18,507	979	106

特区における特定農業者による特定酒類製造事業者件数

区分	H17年度	H18年度	H27年度(目標)
製造事業者件数	件 0	件 9	件 14

特区における特産酒類製造事業者件数

区分	H20年度	H22年度	H27年度(目標)
製造事業者件数	件 0	件 1	件 3

8 特定事業の名称

- (1) 707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業
- (2) 709 (710) 特産酒類の製造事業

別紙（特定事業番号：707（708））

1 特定事業の名称

特定農業者による特定酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（農家民宿、農園レストラン等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（その他の醸造酒（以下、「濁酒」という。）又は果実酒）を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区変更計画認定の日から

4 特定事業の内容

(1) 事業に関する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

阿蘇市並びに熊本県阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村の全域並びに上益城郡山都町の一部（旧蘇陽町）

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、特定酒類の提供を通じて地域の活性化を図るために特定酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家民宿や農家レストラン等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）又は果実（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類を製造する場合には、製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、農家民宿者等において特定酒類の提供が可能となり、阿蘇地域の新たな特産品として対外にアピールでき、阿蘇カルデラツーリズムの魅力向上に繋がると期待できる。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

関係市町村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。

別紙（特定事業番号：709（710））

1 特定事業の名称
特産酒類の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、生産された地域の特産物として指定した農産物（いちご、ブルーベリー、ぶどう又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又は地域の特産物として指定した農産物、若しくは生産された農産物を原料として製造された加工品（いちご、すいか、メロン、りんご、ぶどう、うめ、ブルーベリー、ゆず、ばら、わさび、山椒、キウイ、米、大麦、茶、トマト、とうもろこし、そば、シソ、柿、ビワ、ヨモギ、しいたけ、しめじ、小麦、ばれいしょ、かんしょ、大豆、なす、ピーマン、きゅうり、キャベツ、はくさい、レタス、ホウレン草、ねぎ、たまねぎ、だいこん、にんじん、さといも、きく、りんどう、くり、アスパラガス、チンゲン菜、ケール、たかな、水菜、唐辛子、ワラビ、ゼンマイ、センプリ、ウド、山芋、クレソン、アケビ、牛乳、生クリーム、ヨーグルト又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの。）を原料としたリキュールを製造しようとする者。

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
特区変更計画認定の日から

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に掲載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域の範囲

阿蘇市並びに熊本県阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、西原村及び南阿蘇村の全域並びに上益城郡山都町の一部（旧蘇陽町）

(3) 事業の実施期間

上記2に掲載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設

上記2に記載の者が、地域の特産物を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために特産酒類を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、構造改革特別区域内において、生産された本市町村が指定する地域の特産物である農産物（いちご、ブルーベリー、ぶどう又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料とした果実酒又は地域の特産物として指定した農産物、若しくは生産された農産物を原料として製造された加工品（いちご、すいか、メロン、りんご、ぶどう、うめ、ブルーベリー、ゆず、ばら、

わさび、山椒、キウイ、米、大麦、茶、トマト、とうもろこし、そば、シソ、柿、ビワ、ヨモギ、しいたけ、しめじ、小麦、ばれいしょ、かんしょ、大豆、なす、ピーマン、きゅうり、キャベツ、はくさい、レタス、ホウレン草、ねぎ、たまねぎ、だいこん、にんじん、さといも、きく、りんどう、くり、アスパラガス、チンゲン菜、ケール、たかな、水菜、唐辛子、ワラビ、ゼンマイ、センプリ、ウド、山芋、クレソン、アケビ、牛乳、生クリーム、ヨーグルト又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるもの）を原料としたリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が、果実酒については2キロリットル、リキュールについては1キロリットルに引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、市場の出荷規格を満たさない地域の特産物についての利用価値が高まり、作付面積の拡大と生産者の収益性の向上が図られる。また、九州新幹線の全線開業と同時期に本事業を推進することにより、新たな阿蘇観光的一面を形成できるものである。

なお、当該特定事業により酒類の製造免許を受けた場合、酒税納税義務者として必要な申告納税や記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象とされる。

関係市町村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知を行うとともに、酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。